

ID: 173

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第5条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成21年条例第34号
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 (管理の代行等) 第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 活動センターの使用の許可に関する業務 (2) 活動センターの運営に関する業務 (3) 活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 第3条に掲げる事業に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文、第5条の2及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。 (使用の制限) 第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利行為を目的とするとき。 (4) 活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 (使用許可等) 第3条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。 2 市長は、使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。	

3 活動センターを使用するときは、使用許可書を係員に提示しなければならない。

標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日